

証券コード 8742
(発送日) 2024年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号

株式会社 小林洋行

代表取締役社長 細 金 成 光

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kobayashiyoko.com/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「◆株主総会の情報はこちらより」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8742/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（32頁～40頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に従って2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）
（国際ファッションセンター）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

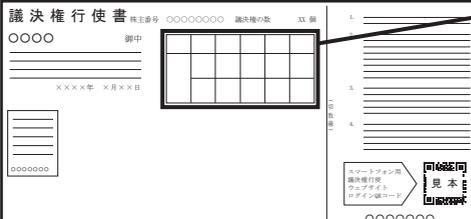
行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時到着分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱いについて

- ①インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ②インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 〇〇 席

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

インターネット投票用
議決権行使書用紙
ダウンロード

見本

〇○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・4号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2・3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

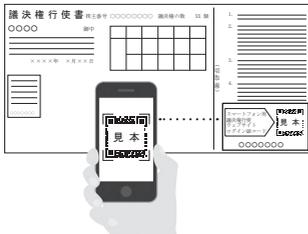
・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社ソニーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

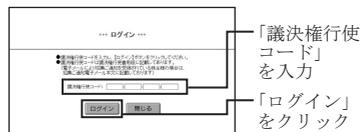
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスが5類に変更されて以降、社会・経済活動の回復が進むなかで雇用・所得環境も改善されるなど、一部に景気の停滞が見られるものの緩やかな回復傾向で推移しました。一方で、ウクライナ紛争の長期化や中東情勢の混乱など国際情勢の不安定化による地政学的リスクの高まりに加え、建設業・物流業を中心とした国内産業における人手不足問題が引き起こす経済活動への制約の強まりが、わが国の景気下振れのリスクとなっており、先行きは不透明な環境が続くと見込まれます。

(経営環境)

当社グループの主たる事業である投資・金融サービス業において、国内の商品市場のうち金は、欧米の金融不安などからリスクオフによる安全資産としての人気が根強く、さらにイスラエルとハマスの武力衝突により中東情勢の緊迫化が一気に高まったことで、12月4日には一時10,028円（期先）まで急騰し、10,000円の大台を初めて突破しました。その後は調整安で一時値を崩しましたが、世界的な地政学的リスクの長期化懸念や対ドル円相場の円安進行に加え、金の供給不安により需給バランスが需要過多になったことで、金価格が再度10,000円を超えてくると、期末にかけても依然上昇基調が続き、11,000円に迫る勢いで上昇しました。

国内の株式市場において、前半は、日本株に対し海外投資家による継続的な買いが入ったことや円安進行の恩恵を受け、日経平均株価は上昇基調となり、5月17日に30,000円を超えてからは、上値は1990年3月以来の高値を視野に入れながら、下値は30,000円を一度も割ることなく推移しました。2024年に入ると、欧米の好調な企業決算を背景に半導体関連などのハイテク株を中心に上昇しました。また円安が進行したことも重なり、日経平均株価は、2月22日に1989年12月29日に付けた史上最高値を更新する39,098円68銭で引けました。その後、為替市場が一時約34年ぶりの円安水

準になると、日経平均株価はさらに上昇し、3月22日には41,087円75銭を付けるなど歴史的な急騰劇を演じました。

生活・環境事業において、生保は、少子高齢化による人口減や、世界的なインフレや金利上昇による不安定なマーケットの影響で厳しい収益環境となりました。一方で損保は、近年の世界的な異常気象による自然災害の多発や社会活動の活発化に伴う交通事故の増加が保険金の支払いを増加させ、業績の足かせとなりました。広告用電設資材卸売業においては、経済活動の正常化に向けた動きが進み、広告関連の設備投資需要も増加傾向となりました。また、LED照明販売事業では、資源高の影響を受け電気料金が高止まりしているなか節電意識が高まり、LED照明機器の需要は堅調に推移しました。

スポーツ施設提供業において、ゴルフ業界は、コロナ禍では比較的感染リスクの少ないスポーツとして注目を集めた娯楽でしたが、5月に行動制限が解除されると、さまざまな娯楽が選択できるようになったことから一部ゴルフ離れに繋がりました。しかし、継続的にゴルフコースでラウンドする層は一定数定着しており、また天候に左右されることなく身近な都市部でゴルフが楽しめるインドアゴルフの需要も伸びました。

不動産業において、ビジネスホテルは、4月29日に水際対策が終了したことに伴い、インバウンド需要が急回復した影響で、稼働率、客単価ともに急上昇しました。賃貸用マンションは、都心ではワンルームマンションの需要の冷え込みが続いているものの、ファミリー向けマンションの需要は好調に推移しました。

インターネット広告業においては、広告プラットフォームが分散期に入るなか、限られた広告予算を有効かつ効率的に活用できるリテールメディアに注目が集まり、従来のマスメディアやデジタルメディアなどに大きな変化をもたらす要因となりました。

(業績)

このような事業環境のもと、投資・金融サービス業は、中途営業社員の継続採用や積極的なイベント出展、電話営業等を通じて新規営業を強化した結果、預かり資産や口座件数がほぼ計画通りに増加し、また、CXやFXを中心に相場変動の大きい主力商品の取引が拡大したことで、年間を通じて好調な業績を維持することができました。その結果、金融商品取引の受取手数料は1,391百万円（前連結会計年度比5.3%増）、商品先物取引の受取手数料は535百万円（同14.1%増）となったため、投資・金融サービス業の受取手数料は1,927百万円（同7.6%増）となりました。

生活・環境事業において、保険事業のうち生保は、通達改正による厳しい営業環境が続くなか、保障を主たる目的とした変額保険の法人・個人提案に注力し、大口法人契約を獲得することなどにより業績を伸展させることができました。しかし、損保については、既存顧客の更改率の維持に努めたものの、保険会社の火災保険に関する引受規制の影響により、新規法人契約の獲得が厳しくなったことで契約が伸びず、全体では計画を若干下回る業績となりました。その結果、募集手数料は305百万円（同7.4%増）となりました。また、広告用電設資材卸売業では、売上高414百万円（同0.7%増）となり、LED照明等の販売事業の売上206百万円（同7.2%増）などを加えた、生活・環境事業の営業収益は925百万円（同4.2%増）となりました。

スポーツ施設提供業において、当社が所有するゴルフ場（ゴールドエンク로스カントリークラブ）では、記録的猛暑の影響を受けた8月は、来場者数、売上ともに大きく落としましたが、例年集客に苦戦する第4四半期は、暖冬の影響や天候にも恵まれたため、来場者数は前年同期比で増加し、売上も好調に推移しました。また、テレビ撮影やSNSなどを通じてゴルフ場が紹介されると、その反響は大きく、来場者数の増加に繋がりました。その結果、売上高は474百万円（同3.4%増）となりました。

不動産業において、不動産賃貸では、当社グループが所有する賃貸マンションは、物件の設備更新や維持管理に注力し、入居率の向上を目指しました。ビジネスホテルにおいては、水際対策が終了した後は、コロナ禍の反動や円安の進行がインバウンド需要の急回復に繋がり、稼働率や宿泊単価は高水準で推移しました。また、不動産売買では、一部販売活動が長期化している物件があるものの、その他大半の販売用不動産の売却が順調に進み、市場環境などにより一部物件は計画を超える価格で販売することができました。仕入れにつきましては、リフォーム費用も含めた価格の高騰という厳しい環境のなか、仕入ルートの拡大を図りながら、慎重に物件を選別して購入を進めてまいりました。その結果、売上高は751百万円（同23.1%増）となりました。

インターネット広告業においては、動画広告需要の高まりやデジタルプロモーション市場の拡大など好調な事業環境が続くなか、アフィリエイト広告の運用代行やテレビコマーシャルの受注が好調となり、業績の向上に繋がりました。その結果、売上高は361百万円（同13.3%増）となりました。

これらの結果、営業収益は4,486百万円（同9.1%増）、営業総利益は

3,073百万円（同9.8%増）となりました。

一方、営業費用は2,768百万円（同5.6%増）と増加しましたが、営業利益は305百万円（同71.2%増）、経常利益は365百万円（同54.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は370百万円（同85.1%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. 投資・金融サービス業

当連結会計年度の投資・金融サービス業の営業収益は1,974百万円（前連結会計年度比7.4%増）、セグメント利益は285百万円（同4.0%減）となりました。

b. 生活・環境事業

当連結会計年度の生活・環境事業の営業収益は925百万円（同4.2%増）、セグメント利益は56百万円（前連結会計年度は41百万円のセグメント損失）となりました。

c. スポーツ施設提供業

当連結会計年度のスポーツ施設提供業の営業収益は474百万円（前連結会計年度比3.4%増）、セグメント利益は43百万円（同70.7%増）となりました。

d. 不動産業

当連結会計年度の不動産業の営業収益は751百万円（同23.1%増）、セグメント利益は250百万円（同4.3%増）となりました。

e. インターネット広告業

当連結会計年度のインターネット広告業の営業収益は361百万円（同13.3%増）、セグメント利益は46百万円（同131.5%増）となりました。

(営業収益の推移)

最近2事業年度における当社グループの営業収益及びその構成比は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	第 76 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		第 77 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
投資・金融サービス業		%		%
受取手数料				
金融商品取引所証拠金取引	1,321,991	32.1	1,391,821	31.0
商品先物取引	469,314	11.4	535,364	11.9
小 計	1,791,306	43.5	1,927,186	43.0
そ の 他	46,427	1.1	46,955	1.0
合 計	1,837,733	44.7	1,974,142	44.0
生活・環境事業				
生命保険・損害保険事業	283,959	6.9	305,009	6.8
広告用電設資材卸売業	411,602	10.0	414,424	9.2
LED照明等の販売事業	192,503	4.7	206,365	4.6
合 計	888,065	21.6	925,799	20.6
スポーツ施設提供業	458,821	11.2	474,213	10.6
不動産業	610,103	14.8	751,058	16.7
インターネット広告業	319,050	7.8	361,595	8.1
合 計	4,113,775	100.0	4,486,809	100.0

(注) 1. 千円未満は、切り捨てて表示しております。

2. 構成比は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第74期 (2021年3月期)	第75期 (2022年3月期)	第76期 (2023年3月期)	第77期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
営業収益	3,447,435千円	3,598,400千円	4,113,775千円	4,486,809千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する純損失(△)	△122,330千円	△91,357千円	200,253千円	370,617千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△12円95銭	△9円35銭	16円08銭	29円76銭
総 資 産	14,197,780千円	15,074,980千円	16,961,124千円	18,470,058千円
純 資 産	8,707,685千円	8,622,502千円	8,872,022千円	9,522,156千円
1株当たり純資産	824円33銭	692円39銭	712円49銭	764円83銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
フジトミ証券株式会社	百万円 300	% 100.00	金融商品取引業 商品先物取引業 生命保険・損害保険の募集 LED照明等の販売事業 不動産賃貸業、宅地建物取引業
株式会社日本ゴルフ倶楽部	90	100.00 (17.64)	ゴルフ場関連事業
株式会社小林洋行コミュニケーションズ	60	100.00	インターネット広告業
株式会社三新電業社	30	100.00	広告用電設資材総合卸売業 LED照明等の販売事業

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。また()内は、間接保有割合で内数であります。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、安定的な収益源の確保と継続的な営業利益の拡大のため、経営資源を最適に配分し、グループ事業の拡大と再編に努めてまいります。

なお、セグメントごとの対処すべき課題は、次のとおりであります。

《投資・金融サービス業》

当社グループの営業総利益のうち、投資・金融サービス業による営業収益への依存度が最も高くなっていることから、当該事業の拡大が最優先課題となっております。同部門においては、即戦力人材の採用により営業組織を拡大し、ウェブサイト活用による社会的認知度の向上や、イベント・展示会への積極的な参加等を通じて顧客基盤の拡大を図るとともに、外部研修などによる社員の金融リテラシー向上により、顧客満足度の向上を図ってまいります。また、新規サービスのリリースにより収益チャネルを多様化し、積極的なプロモーションを通じて顧客層の拡大と収益の増加を目指してまいります。

《生活・環境事業》

保険募集業務では、各所属員が各取扱保険商品の特徴を的確に把握し、変化する顧客ニーズに対応した提案力の向上を図るとともに、保険周辺知識、隣接業界等に関する情報や付帯サービスの提供ができる対応力の強化と既契約に対する保全活動の品質向上を図り、顧客基盤の拡大と安定化に取り組んでまいります。

広告用電設資材卸売業においては、引き続き、顧客ニーズに合った商品をツールにした提案型営業を推進し、新たな需要拡大に注力してまいります。

LED照明機器を中心とした販売事業においては、ウクライナ情勢等世界情勢の不安に加えて円安による資源等の価格高騰、半導体をはじめとした電子部品等の供給不足など、依然として先行き不透明な状況が続いております。一方、昨年開催された水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）で一般照明用蛍光ランプの製造と輸出入が2027年末までに禁止されることが合意され、代替需要としてLED照明機器が見込まれております。以前からLED照明の快適性及び電力経費の節減効果の評価は高く、今後、脱炭素社会に向けたCO₂の削減効果を目的としたLED照明機器への導入ニーズはより一層の高まりが期待できます。今後も大規模工場・倉庫・病院・商業施設に向けてLED照明機器への置換え提案を推進し、売上及び収益の拡大に注力してまいります。

《スポーツ施設提供業》

ゴルフ場事業では、猛暑などの気候変動に対応するため、営業時間の柔軟化やプレスタイルの多様化など、顧客ニーズに応じたサービスや快適なプレー環境を提供することで、来場者数の確保に繋げてまいります。

《不動産業》

不動産業において、既設の賃貸物件については、設備等の経年劣化具合を考慮しながら、計画的な設備更新や修繕を行うことで、物件の長期維持管理に努め、継続的かつ安定的な収益源の確保に繋げてまいります。また、短期で効率的な資金回転を目指す販売事業と中長期で安定的な賃料収入を確保する運用事業の両事業を推進し、堅固な事業基盤を確立するとともに、いかなる経済環境下においても持続的かつ安定した収益が維持できるよう取り組んでまいります。

《インターネット広告業》

インターネット広告業では、市場環境の変化や広範な顧客ニーズに対応しながら、既存サービスの拡充と新たな収益チャネルの多様化により、顧客基盤の拡大と収益の向上に繋げてまいります。

これらの既存事業以外にも、継続的に安定した収益が期待できる事業分野に関しましては、新規参入を含めて検討してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業部門	主な事業内容
投資・金融サービス業	・金融商品取引業 ・商品先物取引業
生活・環境事業	・生命保険、損害保険の募集 ・広告用電設資材卸売業 ・LED照明等の販売事業
スポーツ施設提供業	・ゴルフ場関連事業
不動産業	・不動産賃貸業 ・宅地建物取引業
インターネット広告業	・インターネット広告業

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

株式会社小林洋行	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
----------	----	----------------------

② 子会社

フジトミ証券株式会社	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
	支店	大阪支店 (大阪市中央区)
	営業所	福岡営業所 (福岡市中央区) 熊本営業所 (熊本市中央区)
株式会社日本ゴルフ倶楽部	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
株式会社小林洋行コミュニケーションズ	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
	営業所	京都オフィス (京都市中京区)
株式会社三新電業社	本社	東京都練馬区練馬三丁目21番11号
	支店	日本橋オフィス (東京都中央区)

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
投資・金融サービス業	76 (12) 名	4名増 (-)
生活・環境事業	30 (12)	3名増 (2名減)
スポーツ施設提供業	5 (29)	5名減 (3名減)
不動産業	1 (0)	- (-)
インターネット広告業	11 (0)	- (-)
全社 (共通)	15 (5)	1名増 (1名増)
合計	138 (58)	3名増 (5名減)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2 (3) 名	- (1名増)	43.6歳	20.5年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 27,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 12,554,379株 |
| ③ 株主数 | 22,646名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社東京洋行	3,107千株	24.96%
株式会社りそな銀行	600	4.82
共和証券株式会社	508	4.08
細金英光	390	3.13
内藤征吾	351	2.82
細金成光	317	2.54
トリヨウ セキュリテイズ アジア リミテッド	309	2.48
石崎 實	225	1.80
ガバナンス・パートナーズ 投資事業有限責任組合	224	1.80
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	196	1.58

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示し、また、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式 (104,297株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 金 成 光	株式会社小林洋行コミュニケーションズ代表取締役社長 株式会社日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長
常務取締役	大 丸 直 樹	株式会社三新電業社代表取締役社長
取 締 役	渡 辺 宏	業務部長 フジトミ証券株式会社取締役 株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役 株式会社三新電業社監査役 株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役
取 締 役	瀧 澤 克 行	経営企画室長 株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役
取 締 役	細 金 英 光	フジトミ証券株式会社代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	霞 信 彦	慶應義塾大学名誉教授
取 締 役 (監 査 等 委 員)	加 藤 周 二	株式会社マコト取締役会長 保土谷化学工業株式会社社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 田 章	西田法律事務所弁護士 株式会社リーガルコーポレーション社外監査役

(注) 1. 取締役(監査等委員)霞 信彦氏、加藤周二氏及び西田 章氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、監査等委員の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、霞 信彦氏、加藤周二氏及び西田 章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(監査等委員)霞 信彦氏、加藤周二氏及び西田 章氏とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務または業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して生ずることのある損害に対して、被保険者が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償するものであります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長細金成光氏が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の職責を踏まえ基本報酬の額を決定することであり、同氏に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	55 (-)	55 (-)	-	-	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18 (18)	18 (18)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	74 (18)	74 (18)	-	-	8 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額150百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、3名 (うち社外取締役は0名) です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。
3. 当社の役員報酬は、固定報酬のみにより構成されており、業務連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 (監査等委員) 霞 信彦氏は、慶應義塾大学名誉教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 加藤周二氏は、株式会社マコトの取締役会長及び保土谷化学工業株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 西田 章氏は、西田法律事務所弁護士及び株式会社リーガルコーポレーションの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 霞 信彦	<p>当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。長年にわたり大学・研究機関において、法務の研究に取り組み、その経験を通じて培った高い専門家としての学識・経験に基づき、取締役会では発言を行っており、その専門的視点から当社の監査や助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 加藤周二	<p>当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、また、監査等委員会11回のうち10回に出席いたしました。通商産業省（現 経済産業省）及び企業役員としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会では発言を行っており、外部の視点をもって経営の監視や適切な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 西田章	<p>当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する専門知識により、取締役会では発言を行っており、当社の経営から独立した客観的な立場から監督や助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称

Mooreみらい監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社連結子会社フジトミ証券株式会社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令順守に関する業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とMooreみらい監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができ旨の規定を定款第35条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,254,799	流 動 負 債	8,271,404
現金及び預金	2,891,901	買掛金	74,762
委託者未収金	83,054	未払法人税等	87,186
売掛金	148,061	預り証拠金	2,789,850
有価証券	100,000	受入保証金	4,837,541
棚卸資産	834,141	その他の流動負債	382,063
保管有価証券	226,597	固 定 負 債	659,631
差入保証金	7,619,690	繰延税金負債	243,997
委託者先物取引差金	106,147	退職給付に係る負債	294,746
預託金	48,000	長期未払金	1,595
その他の流動資産	198,034	その他の固定負債	119,292
貸倒引当金	△829	特 別 法 上 の 準 備 金	16,866
固 定 資 産	6,215,259	商品取引責任準備金	10,000
有 形 固 定 資 産	3,921,849	金融商品取引責任準備金	6,866
建物	1,539,428	負 債 合 計	8,947,902
土地	1,922,941	純 資 産 の 部	
その他の有形固定資産	459,479	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	126,640	株 主 資 本	8,935,776
のれん	5,174	資本金	2,000,000
ソフトウェア	72,278	資本剰余金	1,394,290
その他の無形固定資産	49,186	利益剰余金	5,612,400
投 資 そ の 他 の 資 産	2,166,769	自 己 株 式	△70,915
投資有価証券	1,926,507	その他の包括利益累計額	586,380
繰延税金資産	49,887	その他有価証券評価差額金	586,380
その他の投資	231,077	純 資 産 合 計	9,522,156
貸倒引当金	△40,703	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,470,058
資 産 合 計	18,470,058		

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益	2,232,195	
受取手数料	2,207,658	
売却の他の営業収益	46,955	4,486,809
売上原価		1,412,837
営業総利益		3,073,972
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,768,031	2,768,031
営業外利益		305,940
受取利息	2,857	
受取配当金	45,700	
貸倒引当金の戻入	910	
営業外費用	10,803	60,272
支払利息	267	
その他	416	683
経常利益		365,530
特別利益		
固定資産売却益	2,129	
投資有価証券売却益	35,655	37,785
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入	1,123	
固定資産売却除却損	0	
災害による損失	11,210	
投資有価証券売却損	435	12,768
税金等調整前当期純利益		390,547
法人税、住民税及び事業税	84,610	
法人税等調整額	△64,681	19,929
当期純利益		370,617
親会社株主に帰属する当期純利益		370,617

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,784,235	流 動 負 債	36,670
現金及び預金	1,649,234	未払金	8,613
有価証券	100,000	未払費用	3,406
前払費用	2,800	未払法人税等	13,226
未収入金	32,270	その他の流動負債	11,423
その他の流動資産	423	固 定 負 債	377,780
貸倒引当金	△494	繰延税金負債	243,098
固 定 資 産	6,734,312	退職給付引当金	13,670
有 形 固 定 資 産	3,060,568	その他の固定負債	121,011
建物	1,304,765	負 債 合 計	414,450
土地	1,691,698	純 資 産 の 部	
その他の有形固定資産	64,104	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	40	株 主 資 本	7,553,273
ソフトウェア	40	資 本 金	2,000,000
投 資 其 他 の 資 産	3,673,703	資 本 剰 余 金	1,186,212
投資有価証券	1,600,312	資 本 準 備 金	1,186,212
関係会社株式	1,924,789	利 益 剰 余 金	4,437,976
長期差入保証金	1,750	利 益 準 備 金	360,000
長期前払費用	1,865	その他利益剰余金	4,077,976
長期貸付金	9,985	別 途 積 立 金	4,100,000
関係会社長期貸付金	135,000	繰 越 利 益 剰 余 金	△22,023
資 産 合 計	8,518,547	自 己 株 式	△70,915
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	550,823
		その他有価証券評価差額金	550,823
		純 資 産 合 計	8,104,096
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,518,547

損 益 計 算 書

（ 2023年4月1日から
2024年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
営 業 収 益		
売 上 高	280,929	
関係会社事務代行収益	3,000	
関係会社受取配当金	69,363	353,293
売 上 原 価		128,467
営 業 総 利 益		224,825
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	299,430	299,430
営 業 損 失		74,604
営 業 外 収 益		
受取利息	1,833	
受取配当金	40,384	
その他	210	42,428
営 業 外 費 用		
支払利息	78	
その他	6	85
経 常 損 失		32,261
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	11,211	11,211
特 別 損 失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	435	435
税 引 前 当 期 純 損 失		21,485
法人税、住民税及び事業税		1,900
当 期 純 損 失		23,385

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社小林洋行
取締役会御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 吉原 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森脇 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小林洋行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小林洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社小林洋行
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 吉原 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 脇 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小林洋行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社小林洋行 監査等委員会

監査等委員 霞 信彦 ㊟

監査等委員 加藤 周二 ㊟

監査等委員 西田 章 ㊟

(注) 監査等委員霞 信彦、加藤周二及び西田 章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第77期は繰越利益剰余金が22百万円のマイナスとなりましたが、株主の皆様への安定配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	100,000,000円
-------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	100,000,000円
---------	--------------

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、今後の事業展開のために必要な内部留保の充実及び業績などを総合的に勘案し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は62,250,410円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日といたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (ふりがな) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	ほそがねしげみつ 細金成光 (1963年9月5日)	1991年1月 当社入社 1997年6月 当社取締役 2000年12月 当社常務取締役 2001年12月 当社国際・情報本部長 2003年4月 当社金融事業本部長 2006年6月 当社専務取締役 2007年7月 当社代表取締役専務取締役 2008年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社小林洋行コミュニケーションズ代表取締役社長 株式会社日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長	317,048株
2	わたなべひろし 渡辺 宏 (1960年5月17日)	1984年4月 当社入社 2008年8月 当社経理部長 2015年3月 当社執行役員 2015年3月 当社業務部長（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) フジトミ証券株式会社取締役 株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役 株式会社三新電業社監査役 株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役	14,098株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	たきざわかつゆき 瀧澤 克行 (1960年10月1日)	1982年4月 当社入社 2003年7月 当社総務部長代行 2008年7月 当社執行役員 2008年7月 当社CX事業本部長 2010年4月 当社事業部長 2015年3月 株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役 2015年3月 同社統括部長(現任) 2018年6月 同社取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 当社経営企画室長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役	14,800株
4	ほそがねひでみつ 細金 英光 (1966年2月20日)	2003年10月 株式会社フジトミ(現フジトミ証券株式会社)入社 2006年6月 同社取締役 2007年3月 同社専務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) フジトミ証券株式会社代表取締役社長	390,916株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の選任理由は、次のとおりであります。

(1) 細金成光氏を取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり当社の代表取締役として、リーダーシップを発揮しており、経営に関して豊富な経験や深い見識を有しております。現在は、当社グループの先導役として当社グループの経営戦略に基づく意見・提言を行っております。また、当社の取締役会においては経営における重要な事項について審議や執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与できると判断しております。

(2) 渡辺 宏氏を取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり当社の経理・財務に携わり当社の財務に精通していることから、当社及び当社グループ全体の財務状況を把握しており、当社及び当社グループの課題等に意見・提言を行っております。現在は、業務部長として総務・経理等を取り仕切っており、当社の取締役会においては経営における重要な事項について立案、審議及び執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与できると判断しております。

- (3) 瀧澤克行氏を取締役候補者とした理由
同氏は長年にわたり当社の総務・人事に携わり、また執行役員本部長として事業部門を牽引した経験を持つなど、当社において幅広い経験を有しております。現在は、経営企画室長として経営に参画しているほか、当社グループ会社の株式会社小林洋行コミュニケーションズの取締役統括部長として同社の事業活動を牽引しております。当社の取締役会においては内面と外面との二極方面から、経営における重要な事項について立案、審議及び執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断しております。
- (4) 細金英光氏を取締役候補者とした理由
同氏は長年にわたり当社グループ会社のフジトミ証券株式会社の代表取締役社長として同社の経営全般を担っており、豊富な経験と幅広い知識を活かし強いリーダーシップをもって同社の業務執行に努めております。また、当社グループの代表者会議においては当社グループの経営戦略に基づく意見・提言を行っております。当社の取締役会においてはこれらの経験や知識を活かし、経営における重要な事項について審議や執行の監督を行っていただくことを期待したためであります。上記の理由により、引き続き取締役として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりであります。各候補者が取締役に再任された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (ふりがな) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	かとうしゅうじ 加藤周二 (1953年1月10日)	1975年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 1995年6月 国土庁長官官房参事官 1997年5月 通商産業省大臣官房付(退官) 1997年12月 社団法人国際経済政策調査会 主任エコノミスト 1999年5月 社団法人国際経済政策調 査会理事 財団法人日本立地センター 特別客員研究員 2001年12月 株式会社フューチャー・ エコロジー代表取締役社長 2003年11月 株式会社ビックカメラ取締役 2010年2月 株式会社ビックカメラ取締役 CSRO兼内部統制室長 2011年11月 株式会社ビックカメラ顧問 2013年6月 保土谷化学工業株式会社 社外取締役(現任) 2013年6月 当社社外監査役 2013年7月 株式会社マコト 取締役会長(現任) 2016年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任) (重要な兼職の状況) 株式会社マコト取締役会長 保土谷化学工業株式会社社外取締役	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
2	にしだあきら 西田 章 (1972年4月12日)	1999年4月 長島・大野法律事務所弁護士(現 長 島・大野・常松法律事務所) 2002年9月 経済産業省 出向 2004年7月 日本銀行 出向 2006年11月 西田法律事務所弁護士(現任) 2017年10月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2023年6月 株式会社リーガルコーポレーション 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 西田法律事務所弁護士 株式会社リーガルコーポレーション社外監査役	0株
3	※ まえだてつや 前田 哲哉 (1964年3月19日)	1987年4月 株式会社協和銀行(現 株式会社りそ な銀行) 入行 2014年4月 株式会社りそな銀行執行役員 2016年4月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員 2018年4月 株式会社りそな銀行常務執行役員 2020年4月 りそなカード株式会社 代表取締役社長 2023年4月 株式会社日刊スポーツ新聞社長付 2023年6月 株式会社日刊スポーツ新聞社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日刊スポーツ新聞社取締役	0株

- (注) 1. ※印は、新任の社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 加藤周二氏、西田 章氏及び前田哲哉氏は、社外取締役候補者であります。また、各候補者の選任理由及び期待される役割の概要は、次のとおりであります。
(1) 加藤周二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は通商産業省(現経済産業省)及び経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を監査等委員である社外取締役として、外部の視点をもって経営の監視や適切な助言をいただきたいためであります。また、その有している知見をもって取締役の職務執行に対し助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割が果たされることを期待したからであります。上記の理由により、引き続き監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (2) 西田 章氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての長年にわたる豊富な経験による法律やコンプライアンスに関する専門知識と識見を当社の経営に反映していただきたいためであります。また、その有している知見をもって取締役の職務執行に対し助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割が果たされることを期待したからであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 前田哲哉氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は銀行員として長年培ってきた識見や取締役として企業経営に携わった経験を有しており、その経験を活かし外部の視点を持って経営の監視や適切な助言をいただきたいためであります。また、その有している知見をもって取締役の職務遂行に対し助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割が果たされることを期待したからであります。上記の理由により、新たな監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、加藤周二氏及び西田 章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とした同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 前田哲哉氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とした同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりであります。各候補者が監査等委員である取締役に再任または選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 加藤周二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。また、西田 章氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年8ヶ月となります。
8. 加藤周二氏及び西田 章氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、前田哲哉氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

<ご参考>

(取締役会のスキル・マトリックス)

第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	地位	候補者が有する専門性・経験				
		企業経営	財務・会計	法務	営業・マーケティング	人事・労務
細金 成光	代表取締役社長	○			○	
渡辺 宏	取締役		○			○
瀧澤 克行	取締役				○	○
細金 英光	取締役	○	○			
加藤 周二	社外取締役 (監査等委員)	○		○		
西田 章	社外取締役 (監査等委員)			○		○
前田 哲哉	社外取締役 (監査等委員)	○	○			

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年6月29日開催の第76回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任された佐野友昭氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

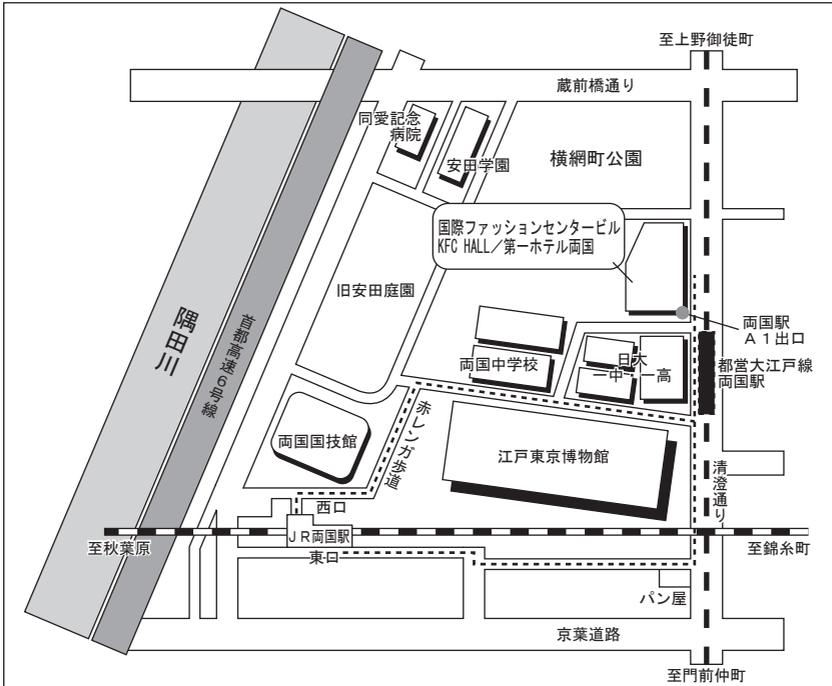
氏名 (ふりがな) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
さのともあき 佐野友昭 (1949年1月27日)	1972年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 2002年6月 株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行) 取締役兼常務執行役員 2003年8月 共同抵当証券株式会社 代表取締役社長 2004年2月 三平建設株式会社社外監査役 2004年6月 株式会社日刊工業新聞社専務取締役 2009年3月 新三平建設株式会社社外監査役 2018年2月 株式会社S・NKGBS社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐野友昭氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐野友昭氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は銀行員として長年培ってきた識見や知識及び取締役として企業経営に携わった経験を有しているからであり、同氏が社外取締役に就任した場合には、これらの経験を活かして当社の経営を適切に監督いただくことを期待したからであります。
4. 佐野友昭氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりであります。佐野友昭氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区横網一丁目6番1号
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）
（国際ファッションセンター）
電話（03）5610-5801



○交通

- ・地下鉄都営大江戸線・・・両国駅下車「A1」出入口に直結。
- ・JR総武線……………両国駅下車

東口改札より改札を出て左折。線路沿い直進し、つきあたり（清澄通り）を左折。徒歩約7分。
西口改札より両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路（赤レンガ）に沿って徒歩約7分。

